

## 中古車輸出・輸出取戻し申請の台数前提

(注:年月は西暦、単位は千台)

	1年目 05.1-05.3	2年目 05.4-06.3	3年目 06.4-07.3	4年目 07.4-08.3	5年目 08.4-09.3	6年目 09.4-10.3	6年間合計 04.4-10.03
中古車輸出・輸出取戻し申請台数	0	100	900	1,000	1,100	1,200	4,300
(うちパソコン申請)		(67.5)	(607.5)	(675.0)	(742.5)	(810.0)	(2,902.5)
(うち送付申請)		(32.5)	(292.5)	(325.0)	(357.5)	(390.0)	(1,397.5)
----- 中古車輸出台数	250	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	6,500

上記台数前提についての注。

中古車輸出・輸出取戻し申請台数 : 施行後当初は預託済自動車の台数が少ないので、1年目0台、2年目10万台とし、3年目以降は中古車輸出台数から携行品30万台を減じた台数と想定。

中古車輸出台数 : 1年目25万台(年間では100万台換算)、以後6年目まで毎年10万台増加すると想定。